

様式第2

年 月 日

申請者 名 称  
代表者名等 殿

TOPPAN 株式会社  
代表取締役社長

令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付け第 号（申請番号）をもって申請のありました令和  
年度小型旅客船等安全対策事業費補助金については、小型旅客船等安全対策事業費補助金  
交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付す  
ることに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号  
（申請番号）をもって申請のあった 年度小型旅客船等安全対策事業費補助金交付  
申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助対象事業の内容が変更承認された場合における補助対象事業に要する  
経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の額
合計				

4. 補助対象事業者は、以下に掲げる条件に従って補助対象事業等を実施しなければならない。

- (1) 補助対象事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行うこと。
- (2) 補助対象事業者は、交付規程第8条の規定に基づき、申請の取下げをしようとするときは、あらかじめ事務局に事前に報告すること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、契約をする場合は、交付規程第10条の規定に従うこと。
- (4) 補助対象事業者は、交付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。
- (5) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第13条の規定に基づき、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。
- (7) 補助対象事業者は、事務局が交付規程第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助対象事業者は、事務局が交付規程第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、交

付規程第 19 条第 6 項の規定に基づく加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第 19 条第 8 項の規定に基づく延滞金を納付すること。

- (9) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- (10) 補助対象事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。また、やむを得ない理由により補助対象事業の期間中に納品が行われない場合、補助対象事業終了後、事務局の指示に従い、納品が行われたことについて報告するとともに、船舶検査等の際に取得財産等の状況を報告すること。
- (11) 補助対象事業者は、交付規程第 20 条第 4 項及び第 21 条第 4 項の規定による取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 補助対象事業者は、補助対象事業終了後、事務局の指示に従い、補助対象事業の効果等を報告すること。
- (13) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助対象事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

5. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付規程、公募要領及び前項の条件の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第 17 条第 2 項の規定による交付決定の取消し。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 国土交通省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6. その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する必要な事項を遵守すること。

(別紙)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき